

QRコード利活用促進協議会 規約

QRコード利活用促進協議会

制定：平成27年4月20日

第1章 総則

第1条(名称)

1. 本協議会は、「QRコード利活用促進協議会」と称する。
2. 本協議会の英語名称を「Japan QRcode Utilization Promotion Council」とし、略号を「JQUPC(ジェー・キュー・ピー・シー)」とする

第2条(目的)

本協議会は、QRコードの利活用を促進し、高齢者、障害者等の「ICT弱者」のためのICT環境構築に資するため、QRコード関連ソフトウェアの開発、QRコードを用いたサービス、ソリューションの創造及びその市場創造の確立に向けた活動を行うことを目的とする。

第3条(活動)

本協議会の活動は、国内外を問わずQRコードの利活用に資する以下の各号に定める事項とする。

- (1) QRコード利活用のサービス、ソリューションの創造
- (2) 上記QRコード利活用のサービス、ソリューションに必要となるソフトウェアの開発
- (3) 上記で開発されたQRコード利活用のためのソフトウェアおよびその資産の公開、配布活動
- (4) QRコード利活用のためのコンテンツ等の作成、作成支援、公開、配布活動
- (5) 各種展示会、セミナーの開催、参加
- (6) その他本協議会の目的に適合する活動

第2章 会員

第4条(会員の定義)

会員の種別は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 個人会員
- (2) 法人又は団体会員

第5条(会員の入会)

1. 本協議会に会員として入会する者は、別途定める協議会指定の入会申込の手続きをし、理事会において承認決議を得なければならない。
2. 会員は、登録された会員情報の内容に変更が生じた場合は、別途定める当協議会指定の変更届出の手続きをしなければならない。

第6条(会費)

1. 当協議会では定期的な会費を徴収しない。
2. 総会等の費用(会場費など)が発生した場合は、別途定める規定により徴収する。

第7条(資格喪失)

会員が以下の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき
- (2)死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または法人または団体が破産、営業の廃止または解散の決議をしたとき
- (3)除名されたとき

第8条(会員の退会および除名)

1. 会員は、当協議会指定の退会届出の手続きをすることにより、任意に退会することができる。
2. 会員の除名は、全理事が出席する理事会において、全理事の3分の2以上の多数により、これを行う。

第9条(会員の権利)

会員は、以下の各号に定める権利を有する。

- (1)本協議会が実施する活動に参加する権利
- (2)本協議会の成果、関連情報を利用する権利

第10条(会員の義務)

1. 会員は、本規約、総会および理事会の議決を遵守しなければならない。
2. 法人会員は、本協議会が行う広報等において、自己の名称が掲載されることを承認する。

第3章 役員

第11条(役員)

1. 本協議会には以下の役員置く。
 - (1) 理事 3人以上8人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
2. 理事のうち、1人を代会長、1人を副会長とする。
2. 会長は、本協議会の業務を総理する。
3. 理事は、本協議会の業務を遂行する。
4. 副会長は会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。
5. 監事は、事務局が作成する会計報告についてその適正性を監査する。

第12条(選任および解任)

1. 役員を選任、解任は、総会の決議によってこれを行うものとする。
2. 会長、副会長は理事の互選による

第13条(役員任期)

1. 役員任期は2年を基本とする。但し、任期満了後に、再度、就任する(継続する)ことは可能とする。また、理事は任期途中で辞任する場合には、理事会における承認決議を必要とする。
2. 役員は、無報酬とする。
3. 役員が定数以下となったとき、補充するものとする。

第4章 総会等

第14条(総会)

1. 本協議会の最高決定機関として総会を置く。
2. 本協議会の総会は、定時総会および臨時総会とする。
3. 総会は、全会員によって構成され、それぞれ一票の議決権を有し、その議決権を行使する。

第15条(総会の開催および招集)

1. 定時総会は、原則として毎事業年度1回、6月末日までに開催する。
2. 臨時総会は、理事会においてその開催が承認された場合、速やかにこれを開催する。
3. 総会は、会長がこれを招集し、議長を務めるものとする。なお、招集通知は会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載し、開催日の10日前までに会員に送付しなければならない。

第16条(総会の成立)

総会は、一般会員の過半数の出席により成立する。

第17条(総会の決議)

総会の決議は、本規約に異なる決議基準が規定されている事項を除き、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

第18条(代理表決等)

1. 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。
2. 前項の規定により表決した会員は、当該総会に出席したものとみなす。
3. 前二条の規定にかかわらず、総会の決議は、書面(電子メールを含む)による投票によって行うことができる。その場合、会員の過半数からの投票をもって総会は成立したものとし、その決議は、投票者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

第19条(総会の付議事項)

1. 以下の各号に定める事項は、総会において決議するものとする。
 - (1)事業計画
 - (2)役員を選任、解任
 - (3)本協議会の解散
 - (4)その他本協議会の運営上重要な事項
2. 議長は、定時総会において、前事業年度における本協議会の事業内容、決算内容等につき報告するものとする。

第20条(理事会)

1. 本協議会に、理事により構成される理事会を置く。理事会において、理事は、それぞれ一票の議決権を持つものとする。
2. 理事会の開催および招集に関する取扱いは、本規約で定めるもののほか理事会でこれを定めるものとする。

3. 理事会の議長は、会長とする。
4. 理事会には、第16条から第18条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「会員」とあるのは「理事等」と読み替えるものとする。

第21条(理事会の付議事項)

以下の各号に定める事項は、理事会において決議するものとする。

- (1) 会員の入会に関する事項
- (2) 総会の招集に関する事項
- (3) 総会の決議を実施するために必要な具体的事項
- (4) 部会の設置、廃止に関する事項
- (5) 収支決算
- (6) 本規約の変更または細則類の制定
- (7) 理事の辞任
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行または運営に関する事項

第22条(部会の設置等)

1. 本協議会の活動のため部会を設置する。
2. 部会の設置、廃止は理事会の議決によって決定するものとする。
3. 会員は、各部会に参加できるものとする。
4. 各部会には、部会長を置くものとする。部会長は、当該部会に参加する会員の互選により選出されるものとし、以下の各号に定める職務を担うものとする。
 - (1) 当該部会の招集
 - (2) 当該部会の議事進行
 - (3) 当該部会の議事経過、結果の理事会への報告
5. 部会活動において費用が発生する場合は、別途理事会に協議しその扱いを決定するものとする。

第5章 事務局

第23条(事務局)

1. 本協議会の事務処理のため事務局を置く。
2. 事務局職員は、理事会が任免する。
3. 事務局の組織および運営に関する必要な事項は、理事会の承認決議を得て会長が別に定める。

第6章 解散

第24条(解散)

1. 本協議会は、総会の決議により解散する。
2. 本協議会が解散したときに残存する財産の処分方法は、解散を決議する総会においてあわせて決議するものとする。

第7章 会計

第25条(徴収費用の管理)

本協議会が徴収した費用は事務局がこれを管理し、その方法は、理事会の決議に基づき定めるものとする。

第26条(事業計画)

本協議会の事業計画は、会長が作成し、総会の承認決議を得なければならない。

第27条(予算及びその追加並びに更正)

本協議会で費用が発生することが事前に分かっている場合、会長は費用予算を作成し、理事会の承認を得なければならない。また、予算の初認後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の承認決議を得ることにより、既定予算の追加または更正をすることができる。

第28条(決算)

1. 本協議会の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、事務局が作成し、監事の会計監査を受け、理事会の承認決議を得たうえで、総会に報告しなければならない。
2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第29条(事業年度)

本協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の変更および細則の制定 等

第30条(規約の変更)

本規約の変更は、理事会の承認決議によって行うものとする。

第31条(細則の制定)

本規約の施行について必要な細則の制定は、理事会の承認決議によって行うものとする。

附則：(平成27年4月20日理事会制定)

1. 本規約は、本協議会の設立日、平成27年6月1日から施行する。
2. 本協議会の設立時の役員は、以下の各号に定めるとおりとする。
 - (1)理事：
 - (2)会長：
 - (3)副会長：
 - (4)監事：
3. 本協議会の設立時の事務局を、東京都港区芝4-6-16 株式会社アド・キーメディア企画に置く。
4. 本協議会の設立時の事業年度は、第29条の規定にかかわらず、本協議会設立の日から平成28年3月31日までとする。
5. 本協議会設立初年度の事業計画の策定は、第19条の規定にかかわらず、設立後速やかに理事会の承認決議によって行うものとする。

以上

「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標である。